

# 大分県報

平成二十九年  
号外（五三）  
四月一日

（土曜日）

## 目次

### 企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部改正……………一

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………一

### 訓令 甲

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正……………一

### 災害訓令

大分県災害対策本部規程の一部改正……………二

### 労働委員会訓令

大分県労働委員会事務局事務決裁規程の一部改正……………三

### 労働委員会訓令

大分県労働委員会事務局文書管理規程の一部改正……………四

## ○企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

大分県企業局長 草野俊介

大分県企業局管理規程第五号

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の工務課の項中「工業用水ネットワーク推進班」を削る。

第四条の表の工務課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号

平成二十九年四月一日

までを一号ずつ繰り上げる。  
第八条第一項第四号中「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアル推進監」に改め、同条第五項中「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアル推進監」に、「大分工業用水道給水ネットワーク再構築事業」を「発電所リニューアル事業」に改める。

### 附則

この規程は、公示の日から施行する。

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十九年四月一日

大分県企業局長 草野俊介

大分県企業局管理規程第六号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項の表及び第二項の表中「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアル推進監」に改める。

別表第五中「総務調整監」を「総務企画監」に、「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアル推進監」に改める。

この規程は、公示の日から施行する。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十三号

## ○訓令 甲

本 大分県教育庁

大分県人事委員会事務局

大分県監査事務局

大分県警察本部

大分県労働委員会事務局

大分県議会議事事務局

大分県議会議事事務局

大分県議会議事事務局

大分県報号外（企業局管理規程・訓令甲）

大分県企業局  
大分県病院局

委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第八条第一項の表の教育庁の部の課長の項中、「福利厚生監」を削り、「安全対策・管理監」を「健康対策・管理監」に改める。

別表第一の七の項の警察本部長の欄第九号中「第五十一条の三第一項ただし書」を「第五十七条第一項ただし書」に改め、同欄第十二号中「第四十五条第一項」を「第四十五条（A）第一項及び約款第四十五条（B）第一項」に改め、同項の課長の欄第十三号中「一件の予定価格が八千万円未満の工事並びに一件の予定価格が二千万円未満の試験、研究、調査、設計、測量及び映画等の製作の委託に係る」を「指名競争入札に付する事項の見積額又は評価額が一件五百万円未満（工事にあつては八千万円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては二千万円未満並びにその他の委託にあつては一千万円未満）の」に改め、同欄第十六号中「第四十八条」を「第五十二条」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同欄第十七号中「請負代金内訳書及び」を削り、同欄第五十一号中「第四十八条第三項」を「第四十八条の二第三項」に改め、同欄第九十七号中「第四十二条第三項」を「第四十二条の二第三項」に改め、同欄第一百号中「一件の予定価格が八千万円未満の工事並びに一件の予定価格が二千万円未満の試験、研究、調査、設計、測量及び換地の委託に係る」を「見積額又は評価額が一件五百万円未満（工事にあつては八千万円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては二千万円未満並びにその他の委託契約にあつては一千万円未満）の」に改め、同表の八の項の警察本部長の欄第三号中「取りこわし」を「取壊し」に改め、同項の警務部長の欄第四号中「する」とに「するときに、」に改め、同欄第七号中「寄付」を「寄附」に改め、同欄第十号及び第十一号中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同項の課長の欄第五号中「を消滅させる」を「の消滅をさせる」に改め、同欄第七号中「寄付」を「寄附」に改め、同欄第八号中「寄付申込者」を「寄附申込者」に改め、同欄第十二号及び第十六号中「貸付を」を「貸付けを」に改め、同欄第二十一号中「第三十八条」の下に「において準用する規則第三十条」を加え、同欄第二十六号中「取りこわし」を「取壊し」に改め、同表の九の項の警察本部長の欄第二号中「基づき、」の下に「施行令第百七十一条の七の規定による」を加え、「損害賠償等」を「損害賠償金等」に改める。

別表第二の三の表の需用費の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款並びに役務費の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款中

「全額」を「五〇〇万円以上 五〇〇万円未満」に改め、同表の委託料の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款中

「全額」を「一、〇〇〇万円以上 一、〇〇〇万円未満」に改め、同表の使用料及び賃借料の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款のその他の項、原材料費の部の単価契約の締結の款、備品購入費の部の単価契約の締結の款並びに扶助費の部の単価契約の締結の款中

「全額」を「五〇〇万円以上 五〇〇万円未満」に改め、同表の注1に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を金額とする。

- (1) 単価契約の締結の場合 年間所要見込額（契約単価に発注見込数量を乗じて得た額をいう。）
- (2) 長期継続契約の締結の場合 契約予定総額（契約期間全体の執行予定額をいう。）

別表第三の一の項の部長の欄第一号中「同条第一項各号」を「同項各号」に改める。

別表第四の一の項の総務担当教育次長の欄第二号中「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、同項の課長の欄第八号中「第二十四条第一号」を「第二十四条第一項」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○災害訓令

大分県災害対策本部訓令第一号

本庁  
地方機関  
企業局  
病院局

教育庁  
警察本部

大分県災害対策本部規程（昭和三十七年大分県災害対策本部訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十一条第二項中「消防保安室長」を「防災局防災危機管理課参事」に改める。

第十三条第一項第三号中「支援隊」を「第二十二条に規定する災害時緊急支援隊」に改める。

別表第一中「土木建築部長」を「土木建築部長 国民文化祭・障害者芸術文化祭局長」に改める。

別表第二の被災者救済部の部の廃棄物対策班の項の次に次のように加える。

- |        |   |
|--------|---|
| 外国人救援班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 在外公館との連絡調整に関すること。</li> <li>二 市町村からの要請に基づく避難所における外国人対応に関すること。</li> <li>三 被災外国人の状況把握及び対応に関すること。</li> <li>四 各種情報の情報収集班への伝達に関すること。</li> <li>五 その他外国人救援に関すること。</li> </ul> |
|--------|---|

別表第三の情報収集班の項の班の事務の欄中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附則  
この訓令は、公示の日から施行する。

○訓 令 甲  
○労働委員会訓令

大分県訓令甲第二十四号  
大分県労働委員会訓令第四号

本 庁  
大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会事務決裁規程（昭和四十五年）  
大分県訓令甲第一号  
大分県地方労働委員会訓令第一号

の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県労働委員会会長 須 賀 陽 二

- 別表の二の項を次のように改める。
- 一 文書等の取扱いに関する事務  
この項中大分県労働委員会事務局文書管理規程（平成二十九年大分県労働委員会訓令第二号）において準用する大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）を「規程」という。
  - 一 規程第七条第一項の規定に基づき、文書管理事務に関する指導及び改善を行うこと。
  - 二 規程第十六条第一項の規定に基づき、文書分類表を定めること。
  - 三 規程第十七条第五項の規定に基づき、文書の保存期間を延長すること。
  - 四 規程第十七条第六項の規定に基づき、文書の保存期間を短縮すること。
  - 五 規程第三十五条第三号の規定に基づき、公文例を定めること。
  - 六 規程第三十六条第四号の規定に基づき、文書の縦書きを認めること。
  - 七 規程第七十五条第二項第四号の規定に基づき、ファイルを指定すること。
  - 八 規程第九十一条第一項の規定に基づき、廃棄する文書を公文書館長に通知すること。
  - 一 規程第十八条の規定に基づき、常用文書の指定を行うこと。
  - 二 規程第二十五条の規定に基づき、郵便料金の未納又は不足の郵便物を受領すること。
  - 三 規程第七十九条第二項ただし書の規定に基づき、保管中の紙文書及び紙簿冊を庁舎外に持ち出すことの承認をすること。

平成二十九年四月一日

大分県報号外（災害訓令・訓令甲・労働委訓令）

		<p>九 規程第九十一条第一項及び第二項の規定に基づき、文書を公文書館長に引き渡すこと。</p> <p>十 規程第九十二条第一項の規定に基づき、紙文書を廃棄すること。</p> <p>十一 規程第九十三条第一項の規定に基づき、電子文書を廃棄すること。</p> <p>十二 規程第九十六条の規定に基づき、勤務時間外における文書の取扱いについて必要な事項を定めること。</p> <p>十三 規程第九十七条の規定に基づき、文書の管理について必要な事項を定めること。</p>	
--	--	--	--

別表の五の項の事務局長の欄の第三号中「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改め、同項の課長補佐の欄の第六号を次のように改める。

六 退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）第九条第一項及び第二項の規定に基づき、職員であつた者の退職所得の受給に関する申告書等を人事課長に提出すること。

別表の十一の項の課長の欄の第四号中「令第二十八条の二」を「施行令第二十九条第一項」に改め、同表の十二の項の課長の欄中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十二条第一項の規定に基づき、当事者からあつせん申請書を受理すること。

別表の十三の項の事務局長の欄の第三号中「第三十七条第六項」を「第四十一条の二第七項」に改め、同表の十四の項の課長の欄の第一号中「第三条」を「第四条」に改め、同表の十六の項の課長補佐の欄の第三号中「大分県庁用自動車管理規程」を「大分県庁用自動車等

管理規程」に、「管理車の配車申込書を管財課長」を「集中管理専任車配車申込書を用度管財課長」に改め、同欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○労働委員会訓令

大分県労働委員会訓令第五号

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会事務局文書管理規程（平成十九年大分県労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県労働委員会会長 須 賀 陽 二

本則中「昭和六十二年大分県訓令甲第十三号」を「平成二十一年大分県訓令甲第一号」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。